

新宿区立淀橋第四小学校いじめ防止基本方針

1 基本理念

- いじめは重大な人権侵害であるとの認識に立ち、いじめの防止に取り組む。
- いじめはどの子にも起こりうるとの認識に立ち、いじめの早期発見に努める。
- 子どもの生命及び心身を保護することが特に重要であるとの認識に立ち、いじめを受けた子どもに寄り添うとともに、家庭・地域や関係諸機関との連携により、これを解決する。

■いじめ理解のポイント■

- ・いじめは重大な人権侵害であると認識する。
- ・いじめはどの学校、どの子にも起こりうることを認識する。
- ・いじめは、見えにくいものであることを認識する。
- ・いじめを受けた子どもの生命及び心身を保護することが特に重要であることを認識する。
- ・児童・生徒が「身体的苦痛を感じているかどうか」にとらわれ過ぎない。
- ・研修を実施し、児童・生徒の発達等への理解を深め、教職員のいじめへの対応力を高める。

2 組織「いじめ防止総合委員会」の設置

- いじめや不登校、その他問題行動の未然防止、早期発見を図るため、家庭・地域や関係諸機関等が一体となり対応を行う、校務分掌に位置付けた組織。校長がトップとなり、生活指導部の構成員（校長・副校長・生活指導主任・養護教諭・スクールカウンセラー・該当学級担任）が学校の実態に応じて地域や関係職員を加えて組織する。

3 未然防止のための取組

- （1）人権教育の充実「人権教育全体計画」（※1）をもとに、計画的継続的な指導・支援を行う。

- 一人一人の児童（生徒）が、発達段階に応じ、自他の存在を等しく認めてお互いの人格を尊重する態度を養う。

- （2）道徳教育「道徳授業地区公開講座」セーフティ教室の充実

- 児童が生命を大切にすることや他人を思いやる心、善悪の判断などの規範意識等の道徳性を身に付けることと健全育成の活性化及び充実を図る。

- ・道徳教育の充実「道徳教育全体計画」（※2）をもとに、計画的継続的な指導・支援を行う。

- 「道徳地区公開講座」過去のテーマ

児童の自尊感情や自己肯定感を高める（平成22年度）

自分も友だち（相手）も大切にできる心を育てる（平成23年度）

いのちの尊さに気づき、いのちを大切にしようとする心を育てる

（平成24・25・26・27・28・29・30・令和1・3・4・5・6各年度）

いじめについて考える（令和2年度）

- セーフティ教室（年1回）

- ・低中高学年に分かれて実施する。学校公開日に実施し、保護者・地域の方々の参加型の教室にする。

- 地域協働学校運営協議会との連携

- ・いじめ等の問題行動解決のために、学校だけでなく、保護者や地域など子どもを取り巻く大人が協力していくことが重要である。学校が抱える課題を共有し、地域と共に解決の方策を考え実施する。

- （3）体験活動の充実・児童の自主的な取組の支援

- 児童に自己有用感を獲得させるうえで有効であり、体験や交流を通して、児童自らが人とかわるものの喜びや大切さに気づき、他の人に役立っている、他の人から認められているという気持ちが得られる。

- ・淀四キッズ（発足時の顔合わせ1回、遊び年2回、たてわり清掃月1回、その他交流やお別れ会各1回）
- ・代表委員会児童による取組（開校記念日集会、ユニセフ集会）

○縦割り班活動

- ・高学年はリーダーとしての自覚をもち思いやりの心を養う。下学年は協力して活動する態度を養う。

○あいさつ運動（全学年、年間1週間）

- ・児童自身が互いに挨拶をかわすことにより、挨拶の大切さを感じさせ、自ら挨拶をしようという自覚を高める。

（4）保護者・地域との連携

- いじめ防止は学校だけでなく、家庭・地域や関係機関が連携していくことで効果的に進めることができる。学校の取組姿勢を理解してもらい、学校便りや保護者会においても「いじめ防止基本方針」について説明する。月1回の地域協働学校運営協議会において、児童の実態を保護者や地域に発信し、協働して見守り体制を進めている。

○朝遊び

- ・子どもの遊ぶ時間を増やすことにより、心身の健やかな発達を促す。
- ・運動に親しむ機会を増やすことにより、運動能力・体力向上を図り生涯体育の基礎を養う。

（5）情報モラル教育・セーフティ教室の充実

○情報モラル教育

- ・情報社会の特性やネットワークの特性の理解をすすめる、自分自身で的確な判断力を育成する。リーフレットや啓発DVD等を活用し、「ネット上のいじめ」の危険性を含めた情報モラル教育を計画的に実施する。（情報関係専門企業による教員研修及び第5学年対象の出前授業の実施）また、インターネットや携帯電話等の利用に対して、家庭でのルールをつくるよう啓発する。（「淀四小おすすめルール」（※3）を全家庭に配布・出前授業やファミリールール講座等の実施）

○「ネット上のいじめ」が発生した場合の対応

（情報の收拾・被害者対応・加害者対応・全児童対応・保護者対応）

- ① ネット上のいじめの発見／児童・保護者からの相談
- ② 書き込み内容の確認
- ③ 掲示板等のプロバイダに削除依頼
- ④ 管理者に削除依頼しても削除されない場合や管理者の連絡先が不明な場合
→ 警察と連携し助言を受けたり、法務局・地方方法務局に相談したりして対応する。

（6）授業改善

- 全教職員が共通理解の下、生活指導の徹底、授業中の正しい姿勢や態度の育成を行うこと、また、児童にとって「わかる授業」づくりを進めることや、全ての児童が参加・活躍できる授業を工夫することも大切である。授業改善は、一人一人の教職員が行うことのできる、いじめ未然防止のための第一歩である。

4 早期発見のための取組

（1）ふれあい月間の実施（6月、11月、2月の年間3回）

- 子ども同士の友人関係や日頃の教員の指導の在り方を見直す機会として、いじめや不登校の問題行動等の早期発見・早期対応・未然防止・課題の改善等につながる取組。

〈保護者・全校児童への周知〉 保護者⇒保護者向けの手紙「ふれあい月間実施について」（※4）を配布する。

児童⇒校長が月間初めの全校朝会で「ふれあい月間」の趣旨について話す。

〈学級での取組〉 ①ふれあい月間アンケート（※5）をとる。

②アンケート及び日常の様子を踏まえ、全員個別面談を実施する。

③ふれあい月間シートを参考に実態に合った実践をする。

（人権教育プログラム※P108「いじめ発見ポイント」も参照）

④生活指導部担当に報告する。

⑤全学級の実態を生活指導部担当者が管理職に報告する。

（2）ふれあいコーナー掲示板の活用

- 各フロアに、「ふれあいコーナー」を設置し、心のふれあいを目的としたカードを掲示する。各学年のコメントを読むことで互いの思いにふれることができ、達成感や喜び、進学への期待を高める。

（3）教育相談体制の充実

- SC、相談窓口等の整備・周知を図り、児童・保護者に対する支援が適切に行われるように関係機関、学校、家庭、民間団体への支援や連携体制の整備を行う。

	相談先	対象	予約の取り方など
学校	スクールカウンセラー (SC)	淀四小在校生の ・児童 ・保護者 ・教員	・保護者が学校に電話をして SC に直接予約をする。 ・担任や養護教諭を通して予約をとる。 (東京都派遣の SC と新宿区派遣の SC がいる。都の SC は職務内容上発達検査が行えないので、発達検査希望の場合は区の方がスムーズ。)
教育センター	面接相談	原則新宿区在住の ・幼児・小学生 ・中学・高校生 ・保護者	・保護者が教育センターに直接電話をして、日時の予約をとる。 【 (3232) 3071 】 受付日時： (月) ～ (金) 9 : 00 - 17 : 30 相談日時： (月) ～ (金) 9 : 00 - 18 : 00
	電話相談	同上	・保護者が直接電話をして相談する。 【 (3232) 2711 】 相談日時： (月) ～ (金) 9 : 00 - 17 : 00
	電話相談 (いじめ相談専用)	新宿区内の小学校 の児童・保護者	・保護者が直接電話をして相談する。【 (3232) 2070 】 受付日時： (月) ～ (金) 5 : 00 - 22 : 00 (土・日・祝日) 12 : 00 - 22 : 00

(5) 児童館や学童クラブ、放課後子ども広場との連携

○放課後における子どもの様子について把握するため、活動の中でいじめが疑われる場合は、直ちに情報を提供してもらえよう依頼する。

(6) 生活指導夕会（毎週金曜日）・校内委員会・特別支援全体会（学期1回）の実施

○いじめ発見のため、早期対応のため、また、児童の実態及び対応に向けて共通理解を図る。

(7) 教職員研修会の実施

校内教員研修（学期1回）

○教職員が、いじめの防止等のための対策が専門的知識に基づき適切に行えるよう、実践的な研修を含めた研修を実施する。「人権教育プログラム」（学校教育編）いじめ発見チェックシート（※6）を活用。

○その他対象となる研修会：校園長研修会、副校園長研修会、生活指導主任研修会、若手教員育成研修会、教育相談研修会、夏季集中研修会、情報モラル研修会等がある

5 早期対応のための取組

(1) 家庭・地域・関係機関との連携

○家庭・地域・関係機関などと連携して全ての関係者がそれぞれの役割を果たし、一体となっていじめ問題に真剣に取り組むことが重要である。いじめ問題の解決に向けて関係者の全てがそれぞれの立場から、その責務を果たす必要がある。

・関係者全員による取組、正確な情報提供、いじめへの対処方針・指導計画等の公表、学校・家庭・地域社会との連携、警察等の関係機関への相談

(2) サポート会議の実施

○いじめや不登校、その他問題行動の未然防止に向けた総合的な取組や、個別の事案に対して、情報の共有や対応方針を協議する。

(3) 関係機関との連携

○学校の外に原因が認められたり、指導しても十分な解決が図られなかったりするときには、教育委員会に設置された「学校問題支援室」との連絡を密にして相談し、子ども家庭支援センター等の関係諸機関と積極的に連携をとることも大切である。また、児童の生命や財産が脅かされる等の重大事態発生時には、躊躇することなく、所轄警察署に通報し、適切に援助を求める。

【新宿区教育委員会「学校問題支援室」】

○学校における基本方針に基づくいじめ防止のための対策が効果的に行われるよう、教育委員会に設定された組織。

〈学校問題支援室の主な支援内容〉

- ・各学校のいじめ防止等の取組及びサポート会議への具体的な指導・助言
- ・児童（生徒）、保護者等からの相談への対応及び学校との調整
- ・いじめや不登校、その他の問題行動の調査・分析、個別の案件の追跡等

【主な関係機関】

・子ども家庭支援センター		
子ども総合センター	(3232)0673	(内線 6 9 2 2)
北新宿子ども家庭支援センター	(3365)1121	(内線 * 5 1 7)
中落合子ども家庭支援センター	(3952)7751	(内線 6 9 4 3)
信濃町子ども家庭支援センター	(3357)6851	(内線 6 9 4 1)
・東京都児童相談センター	(5937)2317	
・新宿警察署	(3346)0110	

6 重大事態への対応

○教職員全員の共通理解の下、いじめにより児童の生命や財産が脅かされる等の重大事態の発生を防ぐ。重大事態が発生した場合には、いじめを受けた児童及びその家族に寄り添うとともに、教育委員会と連携して対応に当たる。

(1) 教育委員会との連携

○重大事態が発生した場合（可能性が予想される場合を含む）には、速やかに教育委員会への報告を行い、指示に従って対応に当たる。

(2) 組織的な対応

○学校サポートチームを中心とし、発生した事案ごとに適した組織を立ち上げ、関係諸機関と連携して対応に当たる。組織を中心としていじめを受けた児童とその家族への対応を行うとともに、重大事態発生に至った経緯等の確認、関係児童への指導、学級や学年等への指導を行う。

(3) いじめを受けた児童等への対応

○いじめを受けた児童やその家族に寄り添い、いじめを受けた児童を徹底して守り通すという観点から、スクールカウンセラーや関係諸機関と連携し、心のケアに当たる。

(4) 情報の管理

○いじめを受けた児童及びいじめを行った児童の人権に配慮し、重大事態発生に係る情報の取り扱いについては、事案ごとに教育委員会の指示に従う。

(5) 出席停止の措置

○いじめを受けた児童が日常の学校生活を取り戻すことができるよう、加害児童に対する出席停止の措置をとることができる。

7 学校評価の活用

○地域協助学校運営委員会や PTA との連携・学校のいじめ防止等の取組の評価と改善

・学校説明会や保護者会、地域協働学校運営協議会において学校評価を活用する。学校と保護者・地域の方々が児童の課題を把握したり、いじめについての理解を深めたりして、共通の目標に基づいてそれぞれの役割を果たす。

8 資料集

- 1 人権教育全体計画
 - 2 道徳教育全体計画
 - 3 携帯・インターネット保護者向け啓発資料
 - 4 ふれあい月間（保護者向け通知）
 - 5 いじめ総合対策【第2次】上下巻 東京都教育委員会
 - 6 人権教育プログラム（学校教育編） 東京都教育委員会
- Ⅰ－5 教職員の研修 見直してみましょう「あなたの人権感覚」
- Ⅲ－7 人権課題「子供」